

【研究ノート】

専門学校成立史序説―「帝国大学令」以前―

荒井 明夫

はじめに

大東文化大学の前身である大東文化学院が専門学校であったこと、そして時期的にズレがあるものの、多くの私立大学が専門学校として発足し後に大学に昇格したことは周知の事実である。本小稿が整理しようとするのは、この専門学校成立プロセスである。専門学校とはなにか、近代日本において専門学校とはどのようにして成立したのか、この問いに対する回答を、明治初期に限定し先行研究の成果をもとに歴史的に整理することが目的である。

明治初期における近代化政策の展開は、いうまでもなく当面の喫緊なる課題であり、専門教育は急務であった。そのため、諸官省は直属なる専門教育機関を相継いで設立していった。文部省も旧幕府が設立した洋学関係の教育機関を改編し、あるいは独自の構想下において専門学校を設立していくが、初等教育の急速なる普及も同時的な課題として直面していたため、専門教育・高等教育政策は、複雑な展開を余儀なくされた。

近代日本初期における専門教育機関の設立は、既に動き始めていた近代化・工業化の流れの中で各官省による専門学校の設立（以下、本稿の1）、文部省による中等教育・高等教育・専門教育政策の展開と専門学校の設立（本稿の2）、地域の自生的な専門学校の設立（本稿の3）、に三区分別して整理することができる。些か乱暴な言い方になるが、進行しつつある現実に対応して人材を養成するのではなく、人材を養成して近代化・工業化を実現していくという典型的な「上から」の近代化・工業化路線を突き進んでいくことになる。

本小稿では、1886（明治19）年「帝国大学令」で登場した帝国大学に収斂していくこれらの専門学校の動向を以下具体的に整理しようとお

もう。なお、本小稿では使用する法令は全て『法令全書』を用いた。

1. 諸官省設立専門学校

最初に、文部省以外の、諸官省による専門学校設立動向を、天野郁夫『近代日本高等教育研究』の成果をもとに整理しておこう¹。以下本項は、天野同書の要約である²。

明治初期の日本において、最も早く専門学校設立に動いたのは工部省であった。「上から」の近代化・工業化の推進を本務とする工部省は、多数の技術者を必要としたが、「お雇い外国人」に依存しなければならなかった。「工部学校建設」は、「お雇い外国人」にかわる「工部ニ奉職スル工業士官ヲ教育スル学校」として構想・設立された。1871（明治4）年「工部学校建設ノ建議」に基づく「工学ニ関スル諸学科ヲ修ムルノ事務ヲ統括」する「工学寮」が設置され、イギリス人教師の来着をまって、73（同6）年8月に生徒を受け入れた。「工学寮工学校」の授業が始まり、その校名は、77（同10）年1月に「工部大学校」と改称された。同校に設置された専門学科は、同省の行政に対応し、土木・機械・電信・造家・実地化学・採鉱・鋳造の七科が設置された。同校卒業者は、卒業後7年間の奉職が義務付けられ、81（同14）年〔※1879（同12）年カー引用者〕には第1回の卒業生23人を出している。

次に司法省である。71（同4）年9月、同省は「明法寮」を設置し「法律有志ノ生徒ヲ集」め「法律ノ人材」養成に着手した。司法制度の成立過程に伴って生じた大量の司法官需要に対応する措置であった。「明法寮」は72（同5）年9月生徒定員20人で授業を開始した。教師はフランスから招聘され、フランス法がその教育内容であった。第一期生が4年後の76（同9）年7月に卒業するのをまって、第二期生104人を入れるという変則的な方法を採用した。77（同10）年1月司法省「法学校」と改称した。卒業者には15年間の奉職義務が課された。また、84（同17）年11月法律学士の称号が授与された。

第三に、北海道開拓使である。開拓使は当初、開拓に従事する農・工の技術者養成機関、医学校、女学校を含む大規模な学校設置計画をもっていた。後に「札幌農学校」といわれる学校は、72（同5）年3月東京に「仮学校」として開設、「札幌学校」を経て76（同9）年8月に専門教育を開始した。同校は、その名称のとおり農学科のみを置く専門学校であった。その教育課程は、開拓の実務に必要な自然諸化学の他、人文系の諸科目を含み、単なる農業技術者にとどまらない人材養成がめざされた。修業年限は四年で別に中等学校レベルの予科（3年）を付設し、卒業後は5カ年の奉職を義務づけた。第一回卒業生は、80（同13）年7月に13人が送り出され、「満期成業ノ生徒ハ大学級第ノ免状ヲ受クル事」という学則に従い、農学士の称号を授与された。^{ママ}

最後に内務省の場合である。同省の技術官僚養成は、77（同10）年1月、勸業寮内におかれた「農事修学場」で始まった。欧米の先進的な農業技術の導入をはかり、「農事進歩ヲ誘導スルノ一大方法」として「農学大学校」を設置しようとする構想が農事修学場として実現をみた。77（同10）年6月には学校の移転に伴い、校名は「駒場農学校」と改称された。同校は、予科2年の上に専門科3年をおき、それは農学本科・獣医科・農芸化学科の三科に分かれた。同校は、卒業後に在学年数と同一年数の奉職を義務づけた。同校の第一回卒業生は、80（同13）年3月に農学科8人であったが、同年6月さらに農学科22人、9月に獣医学科15人の卒業生を出した。彼らには83（同16）年6月、それぞれ農学士と獣医学士の称号が与えられている。

以上概観したように、1870年代後半から80年代にかけて、工部省、司法省、北海道開拓使、内務省などの各省は、独自の専門学校である工学寮（→工部大学校）、明法寮（→司法省法学校）、仮学校（→札幌学校→札幌農学校）、農事修学場（→駒場農学校）を官立として設立し、専門職養成を実施した。

2. 文部省による専門学校の設立過程

(1) 1872 (明治5) 年「学制」期—中学・外国語学校・専門学校の未分化

次に文部省による専門学校設立過程を考察する。1872 (明治5) 年「学制」と翌年の「学制二編」追加とでは中等教育・高等教育・専門教育の概念が大きく転換するので、先ずはその点から考察する。

同「学制」の中学に関する規程は次のとおりである。

第二九章 中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所ナリ分テ上下二等トス二等ノ外工業学校商業学校通弁学校農業学校諸民学校アリ (中略)

第三〇章 当今中学ノ書器未ダ備ラス此際在来ノ書ニヨリテ之ヲ教ルモノ或ハ学業ノ順序ヲ踏マスシテ洋語ヲ教ヘ又ハ医術ヲ教ルモノ通シテ変則中学ト称スヘシ

但私宅ニ於テ教ルモノハ之ヲ家塾トス

第三一章 当今外国人ヲ以テ教師トスル学校ニ於テハ大学教科ニ非ザル以下ハ通シテ之ヲ中学ト称ス

よく知られているように、小学校—中学—大学という単線型の学校体系を中心にしながら、中学の規程に「工業学校商業学校通弁学校農業学校諸民学校」を含んでいる。そして専門教育は、専ら「お雇い外国人」と称される西洋教師が担当することになる。

この西洋教師が担当する中学は、いずれも旧幕府が育成した洋学校で、東京の南校 (旧開成学校・大学南校)、洋学第一校、大阪の開成所 (舎密局)、長崎の広運館が選ばれ、模範中学となる³。これらは、学制頒布と同日 [1872 (明治5) 年8月3日] にそれぞれ第一大学区第一番中学、第二番中学 (この中学のみ18日)、第四大学区第一番中学、第六大学区第一番中学、と名付けられた。

これらの学校の教則として、文部省は「外国教師ニテ教授スル中学教則」を制定し、さらにこれらと同等の学校を「各大区中、先一二学校ヲ興」す方針を示した⁴。

いまみたように、72（同5）年「学制」には専門学校に関する規程は無く、専門教育に該当する内容は、中学の区分の中に埋め込まれていたのである。

（2）1873（明治6）年「学制二編」—中学・外国語学校・専門学校の分化

「学制」発令後、数ヶ月にしてその中等教育、高等教育に大きな変化があった。1873（明治6）年4月28日「学制二編」が追加され、そこで専門学校と外国語学校が新しく登場した。

この政策転換を主導したのは、文部卿・大木喬任であった。

73（同6）年3月頃と推測される大木による文部省での訓示がある。

我国ハ我国ノ文字アリ言語アリ風俗アリ学問アリ。蓋、知識以上ノ事ハ万国普通ノ道理アルヲ以テ亦自ラ我ニナキニアラズトス。独リトボシキトコロノモノハ凡百般ノ工芸技術及天文窮理医療法律経済等ノ事ニシテ、欧米諸州ノ我ニ長スルモノ幾百倍ナルヲ以テ、今我が務テ彼ニ取ラント欲スル所ノモノハ、則此ニアルノミ。彼ハ彼国ノ文字言語風俗アルヲ以テ其国人ヲシテ人タラシメント欲ス。教ユルニ其国ノ小学中学ヨリ大学ニ上ルコトヲ以テセザルベカラズ。我レハ我国ノ文字言語風俗アルヲ以テ、此国人ヲシテ人タラシメンヲ欲ス。教ユルニ我国ノ小学中学ヨリ大学ニ上ルコトヲ以テセサルベカラス。是故ニ彼ノ国ノ小中学科ノ順序ヲ以テ今悉ク我レニ真写セバ、我ニ於テ其無益ナル固ヨリ言ヲ不待。而シテ為之、幾多ノ歳月ヲ費シ、我カ求ムル所ノ目的ヲ達スルヲ得ニ至ル不可。我が求ル所ノ目的トハ則前ニ云フ所ノ彼レノ実事ヲ取ルニアリ。今、其目的ヲ遂ケント欲ス。我レニ其事

ナキニヨリ、彼国人ニ就キ之ヲ学バザルヲ不得。(外国人ヲ雇フユヘン) 彼国人ニ就キ之ヲ学バント欲ス。言語相通ゼザルヲ不得。(言語ヲナスユヘン) 言語不通レバ意不達。意不達レバ事不被行。且実事ニ就テノ言語之ヲ暗記スルニアラサレバ亦其事ヲ得ル不能。是故ニ外国人ニ就キ其实事ヲ学ビ得ント欲スルニハ、左ノ方法ノ主意アルベシ。

一ハ、其言語ヲ相通スルノ事ヲ旨トス

二ハ、其实事ニ就テノ言語ヲ暗記スルヲ旨トス

三ハ、其实事ニ就テ其事ヲ伝習スルヲ旨トス

此三ツノモノニヨリ我ガ求ムル所ノ目的ヲ遂ケ得。而ル後、邦人邦語ヲ以テ邦人ニ相伝ヲ得ベシ。是ヨリ多外人ヲカルニ不及。是故ニ当今外国人ヲ以テ教授スル公ノ学校ノ如キニ於テハ、右三ヶノ主意ヲ達スル為ノ施行ヲナスベシ。是故ニ昨年七月学制ヲ編正シ外国教師ニテ教授スル中学教則ヲ定ムレトモ、今日ヨリ之ヲ見レバ之ヲ改メザルヲ得不(後略)⁵

大木は、我が国には「我国ノ文字アリ言語アリ風俗アリ学問」あるが、「百般ノ工芸技術及天文窮理医療法律経済等」は欠けており、「彼国人ニ就キ之ヲ学」ばねばならない、つまり、西洋人が外国語で専門学を教授する学校が必要となる、という。

だが、それは「学制」で定めた、小学—中学—大学という単線型の学校には該当しない。なぜならば、大学とは、小学・中学という順序に従い日本語で教育を受けた人が学ぶ純然たる学校でなければならないからである。かくして、邦語で学ぶ大学と、外国語で学ぶ専門学校という2つの系統が成立する。

こうして、大木は「学制」の、特に中等教育・高等教育・専門教育の改革を主導する。政策変更は「学制二編」追加という形で展開する。「学制二編」追加による専門学校規程は次のとおりである。

第一八九章 外国教師ヲ雇ヒ専門学校ヲ開クモノハ専ラ彼ノ長技ヲ取ルニアリ、其取ルヘキ学芸技術ハ法律学、医学、星学、数学、物理学、化学、工学等ナリ（中略）

第一九〇章 外国教師ニテ教授スル学校（法学校・理学校、諸芸学校ノ類）、之ヲ汎称シテ専門学校ト云フ

此学校ハ師範学校同様ノモノニシテ其學術ヲ得シモノハ後來、我邦語ヲ以テ我邦人ニ教授スル目的ノモノトス

専門学校とは、欧米の文明をできる限り早急に摂取すべく設置された実学中心の教育機関で、大学に代わる臨時対応の教育機関として構想された。専門学校で学んだ者は、後に、邦語で邦人に教育することが期待され、その意味で「師範学校同様」の性格をもつものであった。

次に専門学校の入学規程をみると、「小学教科卒業シ、外国語学校下等ノ教科ヲ踏ミタルモノニシテ年齢一六歳以上タルベシ」（第一九一章）とされ、ここに専門学校の予備学校として外国語学校が登場することがわかる。専門学校と外国語学校の関係については、「専門学校ニ入ルモノハ彼ノ言語相通ゼザレバ其レ學術ヲ得ル能ハズ故ニ外国語学ヲ学バザルヲ得ズコレ外国語学校ヲ設クル所以ナリ」（第一九四章）「外国語学校ヲ経テ専門学校ニ入ルノ生徒、一ヶ年ノ後、其レ学業ヲ試験シテ貧困ナル者ハ学費ヲ給貸スル事アルベシ」（第二〇八章）とされ、外国語学校→専門学校と、外国語学校は専門学校の予備教育機関として位置付けられた。さらに専門学校は、「ソノ学科卒業スル者ハ大学卒業ノモノト同ジク学士ノ称号ヲ与フルモノトス」（第二〇九章）と、大学と同等の位置が与えられた。

結局、専門学校は、外国語学校を予備教育機関におき、大学と同等の「学士」称号を与える機関と位置付いた。1877（同10）年の東京大学成立までは、大学は理念としてのみ存在していたわけであるから、大学と同等の学士を与える専門学校こそが、高等教育機関として事実上の最高

学府となったのである。

次に外国語学校の規程をみておこう。

第一九五章 外国語学校ハ外国語学ニ達スルモノニシテ専門学校ニ入ルモノ、或ハ通弁等ヲ学バント欲スルモノ此校ニ入り研業スベシ、但、此校ニ入ルモノハ小学教科ヲ卒業シタルモノニシテ年齢十四歳以上タルベシ

第一九六章 通弁ノミヲ学ブモノハ此語学校ニ在リテ上下二等ノ教科ヲ卒業スル事トス。但、二三ヶ国ノ語学ヲ修業スルコトアルヘシ、譬ヘバ最初英語ヲ学ブモノハ先ヅ其語学ヲ終リ、次ニ仏語ニ転ジ下等ヨリ学フ事トス

ここでわかるように、外国語学校は専門学校入学のための予備教育と、通弁養成という専門職養成教育の、二重の機能を担っていたのである。

これにより「学制」の学校制度体系は、

上等小学	→	中学	→	大学	(邦語)
上等小学	→	外国語学校	→	専門学校	(洋語)

(※独自に通弁養成機能)

の二つの体系が制度化されたことになる。

かくして、専門学校の規程が登場すると、東京の開成学校と医学校の二校が専門学校として登場する。

東京開成学校は、『文部省第二年報』によれば「其修ムル所ノ学科法学化学工学等ニシテ生徒本科ニ上リ専門ニ従事スル者二十四予科ヲ修ムル者二百六十七(中略)教員ハ内国人八外国人二十通計二十八」といい、さらに「専門学科ニ用フル所ノ国語ニ於テハ専ラ英語」と報告がある⁶。

東京医学校は、「教員数名ヲ延テ解剖生理ヨリ以テ内外諸科ニ至ルマ

テ各分課ヲ以テ之ヲ講究ス而シテ生徒ハ一等本科三十二二等本科三十三一等予科四十五二等予科百零七アリ」といい、「医学ノ一科ニ在リテハ従来独逸学士ヲシテ教授セシムルニヨリ特ニ独逸語ニ資ルヲ以テ其生徒入校ノ時ニ当テ初歩ヨリ之ヲ学ハサルヲ得ス」と報告されている⁷。

かくして官立の専門学校二校が登場したのである。77（同10）年、この二校が母胎となって法・理・医学に文学部から成る東京大学が成立する。

つまり、東京開成学校と東京医学校の二校は、専門学校からそのまま大学へとスライドしたことになる。そしてこれを受けて『文部省第五年報』（明治10年）の表記も、それまでの「専門学校一覧表」から「大学及専門学校一覧表」と変更され「東京大学法理文学部」と「東京大学医学部」とそれぞれ名称変更して掲載するようになった。

なお、「学制」期の73（同6）年には東京外国語学校が設立されているが、設立当時『文部省年報』上では、専門学校とは異なる外国語学校と区分されている。また、外務官僚森有礼が75（同8）年に設立した商法講習所は私立として発足している。これら両校は、設立当初は専門学校に区分されていないが、後に専門学校としての機能を果たすことになる。

（3）「教育令」期

1879（明治12）年、第一次教育令が発令された。そこでは中学校が「高等ナル普通学科ヲ授クル所トス」（第四条）とされ、大学は「法学理学医学文学等ノ専門諸科ヲ授クル所トス」（第五条）、さらに専門学校は「専門一科ノ學術ヲ授クル所トス」（第七条）と、それぞれ規定された。

ここで、注目すべき点は、従来、大学（邦語）—専門学校（洋語）という区分が、大学（専門諸科による総合）—（専門一科による単科）という科目の編成形態によって区分された点である。なお、「教育令」期

には、官立の東京職工学校が81（同14）年に設立されている。

3. 地域からの自生的専門学校の簇生

（1）自生的専門学校の概要

最後に、「上から」の近代化・工業化とは異なる、「下から」⁸の自生的な専門学校簇生の動きを概観しておきたい。

地域からの自生的な専門学校簇生の動向は、『文部省年報』中の「専門学校一覧表」（『文部省第一年報』～『文部省第四年報』）乃至「大学及専門学校一覧表」（『文部省第五年報』以降）により概観することが可能である。

例えば、『文部省第三年報』中「専門学校」欄をみると、東京開成学校と東京医学校の記述の後で次のようにある。

其他東京府下ニ農学法学医学各一愛知県下ニ医学一石川県下ニ法律学兼測量学一飾磨県下ニ医学一計六校ニシテ教員ノ数一十生徒ノ数一百二十四トス右専門学科生徒計九百三十六人之ヲ七大学区人口ニ比例スレハ三万六千三百三十三ニシテ生徒一人トス⁹

そして同年報中の「専門学校一覧表」には次のようにある¹⁰（但し、東京開成学校と東京医学校は除く）。

名称	地名	何立	設立年	学科	教員教	生徒数	主長
学農社	同麻布東町	私	同 8年	農学	1	15	津田仙
法律学舎	同神田五軒町	私	同 7年	法律学	3	31	元田直
天然学校	同神田末広町	私	同 6年	医学	1	9	師岡貞春
好生学校	尾張国名古屋 北鷹司町	私	同 8年	医学	1	19	横井信之
変則専門学校	加賀国金澤 下石引町	公	同 6年	法律測量	3	35	岩尾福男
桂林学舎	播磨国印南郡 横大路町	私	同 8年	医学	1	15	大内玄悦

これらの私立ないし公立の専門学校は、「上から」の近代化・工業化を目途として組織された、これまでみてきたような専門学校に対し、いわば「下から」の、つまり地域民衆による自生的かつ彼らの何らかの要求に根ざした形で簇生してきた専門学校群である。

ここで「私立」「公立」という概念区分は、1874（明治7）年8月29日文部省布達第22号での区分によるものと思われる。すなわち、同布達は、「（前略）官立学校当省定額金ヲ以テ設立シ直チニ管轄スルモノ、公立学校地方区ノ民費ヲ以テ設立保護スルモノ又ハ当省小学委託金ノ類ヲ以テ学資ノ幾分ヲ扶助スルモノ等、私立学校一人或ハ幾人ノ私財ヲ以テ設立スルモノ（後略）」注目すべきは、この区分によれば「私立」であっても「幾人ノ私財」を投資した学校群、言い換えると共同立の専門学校、がありえることである。そして、こうした自生的な専門学校設立の動きは、国家・社会の近代化・工業化を「下から」支えたと仮定でき、その意味でこれらの専門学校設立は、誰が、何の為に、どのような要求に応えるために設立していったのか、という研究課題を提起する。その研究は、豊かな成果を予想させる¹¹。

その後の『文部省年報』をみると、私立ないし公立の専門学校は激増していく。

例えば『文部省第四年報』中「専門学校」の項には次のようにある。

（前略）其他公立専門学校五箇私立専門学校六箇アリ、今其学科ヲ区分スレハ東京府下ニアルモノ医学三箇ニシテ農学法学各一箇埼玉県下栃木県下愛知県下ニ医学各一箇石川県下ニ医学二箇新潟県下ニ百工化学一箇計一十一箇ニシテ教員ノ数内国人五十四名外国人一名計五十五名生徒ノ数五百零四名アリ、之ニ官立専門学校ノ二箇ヲ合シテ算スレハ教員内国人九十八名外国人二十七名計一百二十五名生徒一千三百六十一名トス、此生徒ノ数ヲ以テ七大学区ノ人口ニ平均スレハ生徒一名ニシテ人口二万五千零四十三名九分トス¹²

そして同年報中の「専門学校一覧表」には次のようにある¹³（但し、東京開成学校と東京医学校を除く）。

名称	地名	何立	設立年	学科	教員数	生徒数	主長
・・・・ (ママ)	同愛宕下町	私	同 6 年	医学	1	・・・・ (ママ)	林文同
学農社	同麻布南町	私	同 6 年	農学	7	35	山本亮吉
法律学舎	同小川町	私	同 7 年	法律	2	34	元田直
明治医学校	同湯島三組町	私	同 8 年	医学	9	101	桐原真節
修文舎 医学校	同神田練塀町 武蔵国足立郡 浦和宿	私 公	同 9 年	医学	1 9	20 69	田代基徳 坪井為春
栃木医学校	下野国都賀郡 栃木城内村	公	同 9 年	医学	2	21	黒須惟精
好生学校	尾張国名古屋 北鷹司町	私	同 8 年	医学	1	19	横井信之
金澤医学校	加賀国金澤 大手町	公	・・・・	医学	12 ※ 1	122	太田美農里
福井医学所	越前国福井 佐佳枝町	公	同 8 年	医学	8	56	田川乙作
新潟学校	越後国新潟 学校町	公	同 5 年	百工化学	2	27	村橋次郎

※外国人教員数

以下、各年報中の専門学校数をまとめると、

『文部省第五年報』（1877・明治10年）「公立」が18校「私立」が34校

『文部省第六年報』（1878・同11年）「公立」が22校「私立」が40校

『文部省第七年報』（1879・同12年）「官立」2（大坂専門学校で学科は「理医」、東京外国語学校で学科は「仏独露漢」）、^{ママ}「公立」31校「私立」が89校、である。

次にそれら専門学校の「学科」の趨勢をみると、

『文部省第五年報』「法律」3、「農業」1、「商業」6、「航海」2、「百

工化学」1、「数学」20、「画」1、「医」18

『文部省第六年報』「法律」6、「農」2、「商業」7、「航海」2、「百工化学」1、「数学」7、「記簿」3、「画」1、「医」33

『文部省第七年報』「法律」8、「農学」5、「商業学」4、「航海学」4、「百工化学」1、「数学」22、「記簿学」9、「画学」4、「医」46、「英語学」12、「仏語学」3、「清語学」2、である。

要するに、医学校を中心に自生的な専門学校が激増していく。なお、「公立」の医学専門学校の中から各県医学教育の中核的な役割を担い、後に高等中学校発足後（1886・明治19年）に同校の医学部に収斂する医学専門学校もここに含まれることになる。

（2）自生的専門学校激増の社会的背景

こうした専門学校激増の背景には何があるのか整理しておこう。

激増する専門学校の中で、「医学」と「法学」が多い点が特徴的である。それらは、国家の近代化の象徴的な学問領域であると言ってよい。

維新政府が医療の近代化を特に重要視したことはいうまでもない。東京医学校に、ドイツ語教育とは別の「速成」科を設置するまでして大量の西洋医学者を養成した¹⁴。

1874年（明治7年）「医制」が公布され、国家の試験による医師の開業許可制が採用されるようになり、76（同9）年内務省は「医制」を全国に及ぼすことにより、各県が独自に県規則によって医師の開業試験を実施するようになる。折しも、1870年代後半以降、東京医学校・東京大学医学部が卒業生を出すようになると、彼らが教師となり各県の医学校での西洋医師養成が急速に進むようになる。「公立」専門学校の「医学」が激増する背景である。

他方、司法制度の確立も維新政府の重要な課題であった。しかしながら「代言人」の育成は遅れていた。76年（同9年）「代言人規則」が導入され、資格試験が導入された。80年（同13年）「刑法・治罪法」が

公布されることに伴い、試験内容が整備されると、民事・刑事等の法律、訴訟手続、裁判に関する規則が試験内容に組み込まれた。以後、試験は格段に難かしくなる。こうした需要に応じたのが、「私立」の法律学校である。しかもその難度に対応するためには、私塾的な専門学校ではなく本格的な私立専門学校が必要とされた。東京大学や司法省法学校の卒業生、留学からの帰国者たちが、こうした要求に対応することになる。81（同14）年司法省法学校の第一期生によって設立された明治法律学校（現・明治大学）を嚆矢とし、専修学校（現・専修大学）、東京法学校（現・法政大学）、東京専門学校（現・早稲田大学）、英吉利法律学校（現・中央大学）などが相継いで設立されたのである。

まとめにかえて

本小稿の論点を整理しておきたい。国家の近代化が本格的に始まる1870年代以降、工部省、司法省、北海道開拓使、内務省などの省庁は、それぞれ工学寮（→工部大学校）、明法寮（→司法省法学校）、仮学校（→札幌学校→札幌農学校）、農事修学場（→駒場農学校）などの専門学校を設立し専門職者の養成を始める。

他方、1872（明治5）年「学制」は、制度構想として上等小学→中学→大学（邦語）という単線型の体系を構想したが、邦語による大学という理念は挫折を余儀なくされる。この体系に並行して新設された学校体系が、上等小学→外国語学校→専門学校（洋語）であった。

英語を言語とする東京開成学校と、独逸語を言語とする東京医学校の二校は、当初専門学校として登場しながら、大学へとスライドしたことになる。本格的な大学、すなわち東京大学が成立する。

当該時期、1873（同6）年設立の東京外国語学校と、外務官僚森有礼が75（同8）年に私立として設立した商法講習所の両校は、後に専門学校としての機能を果たすことになる。少し遅れて、81（同14）年、官立の東京職工学校が設立されている。

そうした動きに対し、自生的な専門学校が簇生してくる。それは、「下から」の近代化の動きと言ってよい。そうした動きの中心になったのは、初期の官立専門学校の卒業生たちであった。その動きは、国家体制の近代的整備に即応していた。その中から、後に私立専門学校として、さらには私立大学として日本の高等教育を担う学校群が登場してくるのである。

こうして、官立の専門学校、東京大学、私立の専門学校群は、1880年代後半になると、全く新しい展開を示すことになる。それは86（同19）年の「帝国大学令」による帝国大学と、「中学校令」による高等中学校の登場である。ここから先は稿を改めることとする。

¹ 天野郁夫『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部、1989年。なお、この他に同『高等教育の日本的構造』玉川大学出版部、1986年。同『旧制専門学校論』玉川大学出版部、1993年。など参照。

² 前掲、天野『近代日本高等教育研究』pp 47-49。

³ 神辺靖光『日本における中学校形成史の研究（明治初期編）』多賀出版、1993年、pp 183-184。

⁴ 同前、p183。

⁵ 井上久雄『近代日本教育法の成立』風間書房、1969年、pp19-20。

⁶ 『文部省第二年報』（1874年）p 2。

⁷ 同前。

⁸ 本小稿で「下から」という場合、ひとまず政府・官省主導ではなく、地域民間人から府県が独自に構想して設立する専門学校まで含めて使用することとする。

⁹ 『文部省第三年報』（1875年）p 8。

¹⁰ 同前、p 611。

¹¹ どのような専門学校を、誰が、何の為に設立したか、そこで学んだ人々

はどのような人たちなのか、という点の解明は未だなされていない。これらの研究は、明治初期における地域民衆の教育要求とその組織化に関する重要な課題である。

¹² 『文部省第四年報』（1876年）p 12。

¹³ 同前、pp 412-413。

¹⁴ 前掲、天野『近代日本高等教育研究』pp 54-56。

An introduction to the history of specialised training schools; Before Act of Imperial University in 1886.

Akio Arai

This paper's purpose is to reveal history of specialised training schools in early Meiji Era. Daito Bunka University was organized as one of them.

So this paper's purpose is to reveal what specialised training schools were and how they were organized.